

アクティビティノート <第279号>

2020年4月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2020年4月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3~20
2. ちょっと注目 『誤使用の要因
②インターネット通販での製品購入に注意』 ……p.21~22
3. コラム 『いまさら聞けない製品の品名の違い』 ……p.23~24

お知らせ

◆例年6月末~7月初に開催していましたが『化学製品PL相談センター活動報告会』ですが、本年度は新型コロナウイルス感染症流行の現状を鑑み、秋以降に延期することと致しました。今後の予定につきましては、決まり次第ご連絡申し上げます。

TOPICS



誤使用の要因 ②インターネット通販での製品購入に注意

いまや日常生活に欠かせないものになったインターネット通販。便利である反面、製品情報をよく確かめないと思わぬトラブルに見舞われることも…



いまさら聞けない製品の品名の違い

普段、何気なく使っている様々な製品。同じ用途に同じように使っているのに、よく見ると品名表示が違うものも…。これってどこが違うの？

1. 相談業務

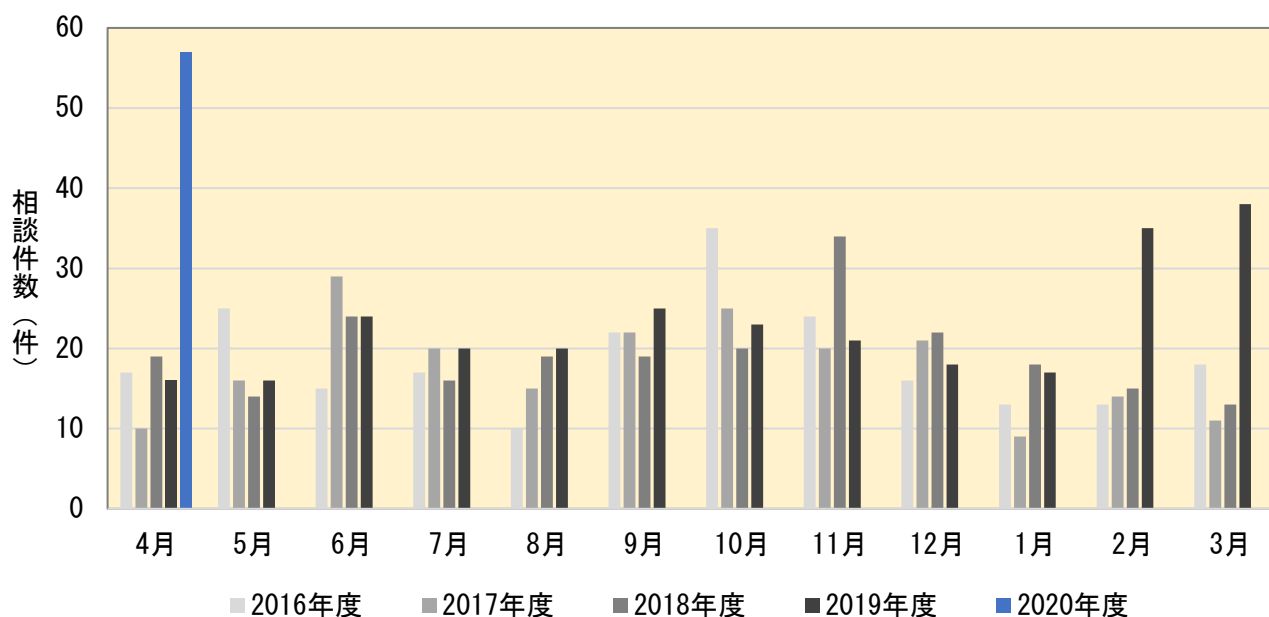
1. 1 相談受付件数

2020年4月度相談受付件数 (3/25~4/23 実働:21日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	3	0	0	25	0	28	49%
消費生活C・ 行政	4	1	0	16	1	22	39%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	7	0	7	12%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	7	1	0	48	1	57	
構成比	12%	2%	0%	84%	2%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2015~2019年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <プラスチック製品の臭いについて> 「卵を茹でる際に一緒に入れて、色の変化でゆで卵を好みの硬さにできる製品を使用したところ、今まで嗅いだことのないような臭いがした。材質はポリエステル樹脂で、製品には臭いがすることがあると表示されていた。このような異臭がする製品は問題ではないか」との相談を受けている。臭いの原因は何かわかるか。〈消費生活C〉

⇒一般に、プラスチック類のような高分子化合物には臭いはありません。異臭は製造工程で使用される添加剤に由来するものである可能性があります。異臭の程度にもよりますが、製品の品質上の問題と考えられますので、当該製品が正常品と言えるかどうか、また、当該製品で作ったゆで卵を食べても問題ないか、製造メーカーに直接問い合わせるようお伝えしてはいかがでしょうか。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <洗濯槽クリーナーを使用後浄化槽から泡があふれた> 「塩素系の洗濯槽クリーナーを使用直後に浄化槽から泡があふれた。洗濯槽クリーナーには浄化槽に対する注意事項は全く記載されていなかった。このようなトラブルが発生するのは問題ではないか」との相談を受けている。どうなのか。〈消費生活C〉

⇒浄化槽から泡があふれるトラブルは珍しい事象ではなく、浄化槽の管理会社や管理組合がウェブにQ&Aなどで情報を掲載しています（「浄化槽から泡が出る」で検索してみてください）。原因は洗剤の過剰使用やバクテリアの状態など複数に渡ります。浄化槽は浄化槽法で保守点検、清掃、法定検査をそれぞれ定期的実施することが義務づけられています。また、使用者も当該法の規定により「浄化槽の使用に関する準則」で守らなければならない事項が定められています。浄化槽の管理会社に連絡し、原因の推定、繰り返さないためのアドバイスを受けられるよう勧められてはいかがでしょうか。

- ◆ <便座周りに塩素系漂白剤とトイレ用掃除シートを使って体調不良> 「台所用の塩素系漂白剤で、トイレの便器内と便座周りを掃除した後で、トイレ用掃除シート（そのままトイレに流せるタイプ）で便座周りを拭き掃除したところ、気持ちが悪くなった」との相談を受けている。症状は落ち着いているようであるが、どうしたらよいだろうか。トイレ用洗浄シートに弱酸性との液性表示はあるが「まぜるな危険」の表示はない。〈消費生活C〉

⇒塩素系漂白剤とトイレ用掃除シートの併用で液性が酸性になれば、有害な塩素ガスが発生する可能性があります。また、トイレ用掃除シートにアルコール類が含まれている場合も、併用により塩素ガスが発生する可能性があります。喉や胸に痛みがある、咳が止まらないなどの症状がある場合は塩素中毒が疑われますので、直ぐに医療機関に受診されるとよいでしょう。しかしながら、一時的に気分が悪くなったものの、そのような症状はなく、落ち着いているとのことでしたら暫く様子を見てはどうかと思います。塩素中毒に関して詳しく知りたい場合は日本中毒情報センターにご相談ください (<https://www.j-poison-ic.jp/general-public/response-to-a-poisoning-accident/>)。

- ◆ <次亜塩素酸水の臭いで体調不良> 「新型コロナウイルス感染予防に次亜塩素酸水を使ったところ、独特の消毒臭で気持ちが悪くなってしまった」との相談を受けている。製造メーカーに問い合わせたところ、安全性は問題ないとのことであるがどうなのだろうか。使用した製品は有効塩素濃度 200ppm の次亜塩素酸水とのこと。こういった製品を規制する法律はないのか。〈消費生活C〉

⇒次亜塩素酸水はその使用状況により、独特の臭い（いわゆる塩素臭）が発生します。一般的には、安全性が問題になるようなものではありませんが、臭いの感じ方は個人差が大きく、人によっては不快に感じることもあるようです。市販されている次亜塩素酸水は雑貨品であり、成分規格等はありません。雑菌や一般的なウイルスに対する効果は認められていますが、感染予防を目的としたものではなく、人以外の対象物の除菌や消臭を目的とした製品です。また、有機物に接触すると分解してしまいますので、汚れの共存する所では除菌効果が得られないことがあり注意を要します。次亜塩素酸水の性質については、微酸性電解水協議会のHPにQ&Aが掲載されていますので参考になさってください (<http://bisan.fwf-aew.jp/images/tsusin.pdf>)。

- ◆ <仕事で使っている強アルカリ電解水が目にしみる> 「仕事で、業務用のアルカリ電解水〇〇を使っている。スプレー容器に入れて、一日に400ml程度使っているが、細かい霧状にスプレーされるためか、目にしみる。また、髪の毛もパサパサになってしまう。製造メーカーに問い合わせたところ、液を目に入れなければ大丈夫とのことであったが心配である」との相談を受けている。当該製品は業務用で液性はpH13.5とのこと。当該製品の安全性はどうか。また、どのような注意が必要なのだろうか。〈消費生活C〉

⇒一般に、強アルカリ電解水は塩化ナトリウムの希釈水溶液を電気分解した際に陰極側に生成する電解水で、通常は0.2%程度の水酸化ナトリウム水溶液です。当該製品はpH13.5と強いアルカリ性を示すことから目や皮膚への腐食性が懸念されます。お仕事で長時間お使いになるとのことですので、ゴーグルやゴム手袋等で目や皮膚を保護し、液に直接触れないようにする必要があると思われます。製造メーカーから安全性データシート等の製品情報を取り寄せて、適切な取り扱いを心がけるようお伝えしてはいかがでしょうか。

- ◆ <ストームグラスの液がこぼれてテーブルが白化> ストームグラスの内容液をテーブルにこぼしてしまった。すぐに拭き取ったが、液が掛かったところが白化してしまった。こぼした直後は強い臭いがしたが、換気をよくしたところ臭いはなくなった。白化した部分を回復したい

と思いインターネットで対処方法を調べていたところ、化学製品 PL 相談センターが情報を出していることを知り電話した。消毒用アルコール（エタノール 77% 品）で拭き取ってみようと思うが、テーブルの表面を損傷してしまうことはないか。テーブル表面はウレタン塗装されている。〈消費者〉

⇒ストームグラスとは、複数の化学薬品をアルコールと水に溶かしてガラス管に詰めたもので、溶液や析出した結晶の状態によって天気予報ができ、最近インテリアとして人気のある製品です。化学薬品としては、樟脳、硝酸カリウム、塩化アンモニウムが使われます。こぼれた内溶液中の硝酸カリウムと塩化アンモニウムは水に溶けやすい性質がありますので、水拭きで容易に除去できると思われれます。一方、樟脳はクスノキから抽出される白色の固体で、特有のニオイがあり、油溶性で水にはほとんど溶けません。内溶液をこぼした跡が、白く浮き出たようになっていて強いニオイがあるとのことですので、樟脳が残留している可能性があります。樟脳は水には溶けませんが、エタノール（消毒用アルコール）にはよく溶けますので、エタノールで拭き取るようにするとよいでしょう。ウレタン塗装であれば、エタノールの使用は問題ないと思われれます。念のため、事前に目立たないところで試してから使うようにしてください。なお、作業の際は、マスク、炊事手袋をし、換気をよくして、長時間の作業にならないよう注意してください。

- ◆ 〈フェノール樹脂製の鍋の取っ手を焦がした〉 昨日、夕食の準備をしていて、コンロにかけていた鍋の取っ手を焦がしてしまった。取っ手はフェノール樹脂製で、焦げた際には強い臭いがし、焦げた後は、一部が灰になっていた。煙を吸ったりはしておらず、直ぐに 2 時間ほど換気をして、昨夜はそのまま 2 階の寝室で就寝した。今のところ、体調に異常はないが、臭いがまだ残っているように感じ、このままにしておいてよいのか気になる。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒お伺いした所、煙を直接吸ってはならず、体調にも異常はないとのことですので、過度に心配する必要はないと思われれます。臭いが気になるようでしたら、換気を心がけ、このまま様子を見られてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈建材の接着に使った接着剤で体調不良〉 自分は化学物質に過敏な体質であり、自宅を新築する際に、化学物質の放散が少ない材料を選んで家を建てた。家の 1 年点検の際に不具合が見つかり、一部の建材を張り替えたところ、その際に使われた接着剤によると思われる体調不良を発症した。張り替えた建材を剥がして分析したところ、接着剤に含有されていたと思われるキシレンが検出され、これが体調不良の原因と考えている。また、問題となる建材を剥がした後も体調不良が続いており、接着面に残留しているキシレンの影響を疑っている。工務店に改善のための再工事を要求しているが、因果関係を認めず、拒否されている。接着面にキシレンが残留していることを証明したいが、化学製品 PL 相談センターで分析してもらえるか。〈消費者〉

⇒当センターでは、原因究明のための化学分析や検査は行っておりません。また、特定の検査機関をご紹介することもできません。独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページに「原因究明機関ネットワーク総覧」が公開されています

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)。製品分野別に原因究明を行うことが可能な公的検査機関や民間検査機関等の情報をまとめたデータベースですので、これをご利用になって、ご自身でお調べください。なお、分析に掛かる費用は自己負担となります。

◆ 一般相談等

- ◆ <安定型次亜塩素酸ナトリウムスプレーを手に使用できるか> 「手指の除菌用に安定型次亜塩素酸ナトリウムスプレー〇〇を購入したが当該製品の用途に手指への使用は表示されていない。成分は安定型次亜塩素酸ナトリウム 100ppm、液性は弱アルカリ性である。手指に使用してもよいか」との相談を受けている。どうなのか。〈消費生活C〉

⇒安定型次亜塩素酸ナトリウムというのは、学術的に定義された名称ではなく、特定の製品について、製造メーカーが独自に命名した名称のようです。その内容や特性に関して、当センターは何ら情報を持ち合わせておりません。詳細は製造メーカーに直接問い合わせるよう伝えられてはいかがでしょうか。新型コロナウイルスの感染症の感染予防について、厚生労働省は手指については石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒を推奨しています

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html)。併せてご案内されるとよいでしょう。

- ◆ <二酸化塩素スプレーの効果について> 「ノロウイルスの予防として二酸化塩素スプレーを使用したい。子供がいるため、安全性が心配なので希釈して使用したいが、どのくらいに希釈すればよいものか。製造メーカーに問い合わせたが希釈することはすすめないとの回答であった」との相談を受けている、希釈使用する製品ではないものであるが、何か情報はるか。〈消費生活C〉

⇒当センターは個別の製品の性能・安全性についての詳細情報を持ち合わせておらず、お答えしかねます。製造メーカーに直接問い合わせるよう、お伝えになってはいかがでしょうか。ノロウイルスの感染予防に関する一般情報としては、厚生労働省が出している「ノロウイルスに関するQ&A」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)、国立感染症研究所感染症情報センターが出している「ノロウイルス感染症とその対策・予防（家庭等一般の方々へ）」

(<http://idsc.nih.go.jp/disease/norovirus/taio-a.html>) があります。参考にされるとよいでしょう。

- ◆ <抗菌スプレーの身体への使用について> 「新型コロナウイルスの予防対策として、消毒用エタノールが入手できないため、手にも使用できると新聞広告にあったアミノ酸液を主成分とする抗菌スプレー〇〇を購入した。届いた製品の用途には手や顔はなく、衣類や身の回りだけであった。手に使用しても大丈夫か」と相談を受けているがどうなのか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは、個別の製品の性能・安全性に関する詳細情報は持ち合わせておりません。

製造メーカーにお問い合わせください。〇〇は雑貨品であり、ウイルス対策に手や顔に使用できるとの表示であれば、医薬品等適正広告基準に抵触している可能性があります。ただし、ご覧になった新聞社のウェブの情報を確認したところ、手に使用できるとの表現ではなく、手が触れる場所に使用できると微妙な表現でした。製品に表示されている用途の範囲でお使いください。新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省がウェブサイトで「新型コロナウイルスに関する Q & A

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html)」を掲載して予防法等を発信しています。ご参考になさってください。

- ◆ **＜除菌剤に関する相談について＞** 新型コロナウイルスに関連して、有効成分として亜塩素酸ナトリウムを含有する除菌剤の相談を受けている。当方では知見がないので化学製品 PL 相談センターを紹介してもよいか。〈消費生活 C〉

⇒当センターをご紹介いただいて結構です。ただし、当センターでお答えできるのは有効成分である亜塩素酸ナトリウムに関する情報です。個別の製品の性能・品質や安全性に関しては、製造メーカーに直接お問い合わせ頂くこととなります。

- ◆ **＜除菌剤関連の問い合わせについて＞** 新型コロナウイルス感染症に関連して、最近、除菌剤についての問い合わせが急増している。特に次亜塩素酸水に関する問い合わせが多い。多くは、製品の有効性や安全性について聞いてきているが、化学製品 PL 相談センターではどの様に対応しているか。〈消費生活 C〉

⇒当センターにも 2 月以降、新型コロナウイルス感染症に関連すると思われる相談が寄せられています。当センターは、個別の製品の有効性や安全性についての情報は持っていないので、各製造メーカーに問い合わせるようお願いしています。ただし、製品に使われている成分が分かる場合には、その成分の一般情報として、安全性や有効性についてお伝えしています。新型コロナウイルス感染予防に関連して、厚生労働省が推奨しているのは、消毒用アルコールによる手指などの殺菌・消毒、石けんなどによる手洗いと、次亜塩素酸ナトリウムによる人体以外の対象物の除菌・洗浄です

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html)。それをお伝えした上で、①次亜塩素酸水については、皮膚や目に対する安全性が検証されており、雑菌や一般的なウイルスへの効果が認められているが、新型コロナウイルスに対する効果が検証されている訳ではないこと、②市販の製品は雑貨品であり、感染症予防を目的としたものではないこと、③有機物と接触するとすぐに反応して失活してしまうので、汚れの共存する場面では効果が発現しないことがあること、④経時的に分解する性質があるため、製品の有効期限を確認し、保管場所等に気をつけること。などをお伝えしています。

- ◆ **＜次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムの違いについて＞** 新型コロナウイルス感染症に関連して、除菌に関する問い合わせが増えている。次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムは何が違うのか。〈消費生活 C〉

⇒次亜塩素酸と次亜塩素酸ナトリウムは、共に水溶液として扱われますが、化学的には同類で

あり、液性の違いにより、酸性側では次亜塩素酸として存在し、アルカリ性側では次亜塩素酸ナトリウムとして存在します（正確には解離して次亜塩素酸イオン）。次亜塩素酸は次亜塩素酸イオンに比べて約 80 倍殺菌力が強いといわれていますが、その特性上、濃度を高くすることはできません。また、一般に使用濃度も 100 ppm 以下と低く設定されています。このため汚れなどの有機物が存在すると、反応して容易に活性が低下することが知られており、使用に際しては注意を要します。厚生労働省の「次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムの同類性に関する資料」(<http://www.solmind.com/hclo/tennkabutu/douruisei.pdf>)で詳しく解説されていますのでご参考になさってください。

- ◆ <消毒用エタノールの他容器への移し替えについて> 「新型コロナウイルス感染症の予防対策として消毒用エタノールを購入した。大容量製品のため小分け使用したいが専用容器が入手できない状況である。ポンプタイプのボディソープである〇〇の空容器を利用したいがどうか」との相談を受けている。移し替えて使用しても問題はないか。〈消費生活C〉

⇒製品の容器は内容液の特性や用途に合わせて、使用時だけでなく保管時にも安全性が保たれるように設計されています。一般的には専用容器以外への移し替え使用はお勧めできるものではありません。〇〇の容器材質は、ボトル本体はポリエチレンでポンプ部分はポリエチレンとポリプロピレンです。どちらもアルコールに対しての耐性があり、材質としては問題ありません。ただし、ボディソープとエタノールでは内容液の性状が異なるため、ポンプ容器としての機能が損なわれてしまう、また、保管時などに漏れて付着した物品に影響を与えるなどの問題が生じる可能性があります。

- ◆ <入浴剤の周辺基材への影響について> 「発泡タイプの入浴剤を使っているが、風呂釜に悪影響することはないか心配である。また、風呂の残り湯を洗濯に使っているが、洗濯機（ドラム式）に悪影響を及ぼすことはないか」との相談を受けている、化学製品PL相談センターで情報を持っていないか。〈消費生活C〉

⇒当センターは個別の製品の詳細情報は持ち合わせておりません。お使いになっている入浴剤の製造メーカーにお尋ねください。一般に、風呂釜や洗濯機への悪影響が懸念される場合には、製品の注意表示に記載があると思われます。ご確認ください。また、風呂釜や洗濯機の製造メーカーに問い合わせてもよいでしょう。

- ◆ <次亜塩素酸水の安全性について> 「量販店でマスクの除菌に使用できる次亜塩素酸水を購入した。使用したところ塩素の臭いがする。安全性に問題ないか」との相談を受けている。マスクの除菌に使用してもよいものか。〈消費生活C〉

⇒一般に、次亜塩素酸水は臭いがいいか又はわずかに塩素の臭いがあります。また、汚れなどに反応することでも塩素の臭いがすることがあります。ただし、次亜塩素酸水を吹きかけた直後の臭いは乾燥とともに消えていくと思われます。個別の製品の性能・品質や安全性などは製造メーカーが責任を持って答えるべき事柄です。効果や安全性が気になるようでしたら製造メーカーに直接問い合わせるようお伝えしてはいかがでしょうか。

- ◆ <次亜塩素酸水の安全性について> 「新型コロナウイルスの感染予防対策として、あるスー

パーが店先に、入店前に手指を除菌するために次亜塩素酸水〇〇を設置している。当該製品を手指の除菌に使用してもよいか」との相談を受けているがどうなのか。〈消費生活C〉

⇒当センターは個別の製品の詳細情報は持ち合わせておりません。製造メーカーにお問い合わせください。一般に、次亜塩素酸水の有効成分である次亜塩素酸は強い除菌力を持っていますが、有機物に触れると直ぐに分解するため残留物による毒性はなく、眼や皮膚への刺激性も問題ないと言われております (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/d1/s0320-7i.pdf>)。しかし、被除菌面に汚れがあると分解してしまい十分な除菌効果が得られないことがあり、使用に際して注意を要します。また、次亜塩素酸水として市販されている製品は雑貨品であり、感染予防を目的としたものではなく、人以外の対象物の除菌や消臭を目的とした製品です。

- ◆ 〈隣家の外壁塗装の影響について〉 「隣家で外壁塗装があり、その後、自宅の庭のタイルに白い粉が付着していた。塗装を行った業者に見てもらったところ、白い粉は外壁塗装で出たものではなく、タイルから出たものだろうとのことであった。しかし、これまでにそのようなことはなく、外壁塗装後発生したものであり納得できない。心配なので、成分分析をして外壁塗装によるものであることを確かめたい」との相談を受けている。化学製品PL相談センターで対応して貰えないか。また、何かアドバイスがあれば教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒当センターでは、原因究明のための成分分析等は行っておりません。また、特定の分析機関を紹介することもできません。成分分析等を希望する相談者には、独立行政法人製品評価技術基盤機構がウェブに掲載している原因究明機関ネットワーク総覧 (<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>) を紹介しています。

- ◆ 〈クレヨンの誤食について〉 「2歳の子どもがクレヨンを1cmくらい食べてしまった。様子に変わりはないが大丈夫だろうか」との相談を受けている。このまま暫く様子を見てもらうということで大丈夫だろうか。〈消費生活C〉

⇒一般的にクレヨンの成分は安全性の高いものですが、当センターでは個別の製品の詳細情報は持ち合わせておりません。製造メーカーにお問い合わせください。なお、化学物質による中毒については、公益財団法人 日本中毒情報センターが一般相談 (<https://www.j-poisonic.jp/110service/>) を受け付けています。

- ◆ 〈二酸化塩素スプレーの安全性について〉 「家具などの除菌用に二酸化塩素スプレーを購入したが安全性が心配になった。狭い部屋で使用した場合の濃度はどれくらいになるのか」との相談を受けているが化学製品PL相談センターでわかるか。〈消費生活C〉

⇒当センターは個別の製品の性能・安全性についての詳細情報を持ち合わせておりません。製造メーカーに直接問い合わせるよう、お伝えになってはいかがでしょうか。一般に、二酸化塩素は塩素のような刺激臭のある気体です。気体のため取り扱いが難しく、お問い合わせのような製品は、亜塩素酸ナトリウムをベースに製剤化し、徐々に二酸化塩素を放散させるように制御するなどの工夫がなされているようです (安定化二酸化塩素と呼ばれている)。濃度や放散量は、通常の使用では健康影響がないように工夫されているようですが、狭い部屋での使用は換気をされることをお勧めします。

- ◆ <首からぶら下げる空間除菌剤の効果について> 「ウイルスを除去するとある成分が二酸化塩素と亜塩素酸ナトリウムの首からぶら下げる空間除菌剤を購入したが、製品のウイルス除去に効果があるとする根拠について詳しく知りたい。製造メーカーに問い合わせしてみたがはっきりとした回答がなかった」との相談を受けている。化学製品PL相談センターでこのようなタイプの製品の効果についてわかるか。〈消費生活C〉

⇒当センターは個別の製品についての詳細情報を持ち合わせておらず、また製品の有効性は本来製造メーカーが責任をもって回答すべき事柄ですので、当センターとしてはお答えしかねます。首から下げるタイプの二酸化塩素系除菌製品については、2013年に独立行政法人国民生活センターが「首から下げるタイプの除菌用品の安全性－皮膚への刺激性を中心に－」(http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20130430_1.pdf)という報道発表をしています。その中で、これらの製品の中には、使い方によっては化学やけど等のおそれがあるものがあり、使用に際し注意をするように呼び掛けています。また、これらの製品は雑貨扱いになりますので、感染予防を訴求できるものではありません。そういった点を認識した上で、製品の注意表示等をよく見て使うようにお伝えしてはいかがでしょうか。

- ◆ <次亜塩素酸水による空間除菌について> 空間除菌ができるという次亜塩素酸水の売り込みを受けている。個人で使用するのだが、本当に効果があるのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは、個別の製品の性能・品質に関する詳細情報は持ち合わせておりません。製造メーカーにお問い合わせください。お問い合わせの際には、空間除菌の根拠となる実証データの有無をお確かめになるとよいでしょう。一般に、次亜塩素酸水は様々な雑菌やウイルスに対して有効であると言われていますが

(<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/d1/s0320-7i.pdf>)、水溶液として接触させた場合のものであり、公的機関から空間除菌の効果について言及した情報は出されておられません。

- ◆ <銀系抗菌剤による室内抗菌処理について> 家を建ててもらった建築業者から、室内の抗菌処理を行っている業者を紹介された。抗菌剤で室内を処理することで、雑菌やウイルスに効果があるとのこと。〇〇社の銀系抗菌剤を使うとのこと、紹介された業者は〇〇社の代理店ということである。まだ、契約はしていないが、信用してもよいものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターで紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の性能・品質、安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。疑問に思われる事柄がある場合は、〇〇社にお問い合わせください。〇〇社がウェブ上に掲載している製品情報では、抗菌処理に使われると思われる製品の品名は抗菌防臭液です。一般に「抗菌」とは菌の増殖を抑制することと定義されており、菌を取り除いて減らす「除菌」や、菌を死滅させる「殺菌」とは異なります。また、ウイルスは菌とは全く異なるものであり、人などの細胞の中で増殖しますが、外的環境下で自己増殖することはありません。抗菌、除菌、殺菌は細菌類に対する作用として定義されており、ウイルスは対象とされておりません。ウイルスに対してどのような効果があるのかは直接お問い合わせになると

よいでしょう。また、当該製品は雑貨品になりますので、感染症予防など保健衛生を目的とした製品ではありません。

- ◆ <酸化チタン除菌剤の効果について> 新型コロナウイルスの感染予防のため、光触媒の作用で菌やウイルスに効果がある〇〇という製品を購入した。製品に表示されている成分は酸化チタン、エタノール、水であり、マスクにスプレーしたり、顔や手に直接スプレーして使えるとのこと。先日、消費者庁が公表した、新型コロナウイルスに関連した製品に関する注意喚起情報 (<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019228/>) を見て、本当に効果があるのか不安になった。どうなのだろうか。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の効果・効能などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。販売元に直接お問い合わせください。一般に、酸化チタンは光触媒活性を持つことが知られており、紫外線が当たると水と反応して強い酸化力を持つ活性酸素種を生成することが知られています。生成した活性酸素種の酸化作用で殺菌効果を発現すると言われていています。ただし、その効果を応用した製品がどのような効果・効能を有するかは、個々の製品の設計次第であると考えられます。また、この手の製品は一般に雑貨扱いですので、感染症予防を訴求することはできません。使用の際は、用途と使用方法をよくご確認になって使われるとよいでしょう。

- ◆ <携帯電話の予備バッテリーの扱いについて> 手元に、夫が使っているガラケー（スマートフォンではない旧来の携帯電話端末）の予備バッテリーがある。ポリ袋で包装され紙箱に入った未使用品である。保管している場所には、金属製の部品等と一緒に置いてあるが、何か事故に繋がるようなことは考えられるか。予備バッテリーはリチウムイオン電池だと思うが、最近、事故の話をよく聞くので心配になった。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒ビニール袋で包装され紙箱に入っているということで、外部と絶縁されていますので、そのままの保管で特に問題ないように思われます。リチウムイオン電池の取り扱いについては、2017年に「知っておきたいリチウムイオン電池の危険性」(<https://www.nikkakyo.org/system/files/chumoku248.pdf>) という情報を出していますのでご参考になさってください。

- ◆ <次亜塩素酸水の除菌効果について> インターネット通販で次亜塩素酸水〇〇を注文し、到着待ちである。インターネットに掲載されている〇〇の情報に「効果については外部機関である△△で実証済」とあったので△△に確認したところ、何も答えられないと言われた。このため、本当に△△に依頼しているかどうかわからず、謳われている除菌効果が信用できなくなった。化学製品 PL 相談センターで〇〇の除菌効果についての情報はるか。化学製品 PL 相談センターは国民生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒△△は、細菌やカビなどに関連した試験や検査を受託している機関です。受託した試験や検査に関する情報を第三者に話すことはないと思われます。〇〇の製造メーカーに直接お問い合わせください。一般に、次亜塩素酸水の有効成分である次亜塩素酸は強い除菌力を持っていることが知られています (<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002wy32->

att/2r985200002wybg.pdf)。しかし、これらの情報は市販されている個別の製品の性能品質を保証するものではありません。特に、実際の使用場面での効果については、各製造メーカーが検証し、性能・品質についての責任を持つべき事柄です。ご懸念の点があれば、製造メーカーに納得がいくまでお問い合わせになるとよいでしょう。

- ◆ **＜エタノール製剤の使用範囲について＞** 行きつけの美容室で、美容室の除菌につかっているエタノール製剤が入手できるとのことで、ケースで購入した。成分表示はエタノール 58%とあり用途はテーブルや椅子などであるが消毒用として手指に使用してもよいか。〈消費者〉

⇒手指の消毒に使う消毒用エタノールは、日本薬局方で成分規格が定められている医薬品または医薬部外品になります。エタノール濃度は 76.9～81.4 vol% です。ご相談のアアルコール製剤は雑貨品であり、テーブルや椅子などの身の回りの除菌に用いるものです。製品に表示された用途の範囲内での使用をお勧めします。

- ◆ **＜次亜塩素酸水を手指に使用した場合の有効性について＞** 新型コロナウイルスの感染予防として次亜塩素酸水を購入した。手指の除菌に使用しても効果はあるか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の詳細情報は持ち合わせておりません。製造メーカーに直接お問い合わせください。なお、2020年3月31日の第201回国会の質問に「次亜塩素酸水を手指の消毒に活用することに関する質問主意書」が提出され、それに対して政府は「現時点においては、手指の消毒に活用することについての有効性が確認されていない」と示した答弁書を決定しています。

注) 4月15日に経済産業省は、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) の文献調査で、新型コロナウイルスに有効な可能性がある消毒方法として、界面活性剤 (台所用洗剤等)、次亜塩素酸水 (電気分解法で生成したもの)、第4級アンモニウム塩が以下が選定され、今後、これらの消毒方法について、NITEにおいて有効性の評価を実施すると公表しています (<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200415002/20200415002.html>)。

- ◆ **＜消毒用エタノールの作り方について＞** 新型コロナウイルスの感染予防のための消毒用エタノールが入手できないため、無水エタノールを薄めて作りたい。どのくらいの割合で薄めればよいか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒消毒用エタノールは医薬品または医薬部外品ですので、個人で作られることについてはお勧めすることはできません。関連情報として、厚生労働省は医療機関等の施設に手指消毒用エタノールの確保が困難となることが想定されることから、2020年3月30日の事務連絡「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての 特定アルコール (高濃度エタノール) の希望調査について」 (<http://www.jshp.or.jp/cont/20/0402-9-1.pdf>) で、臨時的・特例的な対応として、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないとの見解を出しており精製水で濃度を調整する際の具体的な割合、また、使用に際しての注意等を公表しています。

- ◆ <除菌アルコールシートの効果について> 新型コロナウイルスの感染予防のための消毒用エタノールが入手できないため、帰宅時の消毒に除菌アルコールシートで手を拭きたい。ウイルスに対してどの程度の効果があるか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは、個別の製品の性能・品質に関する詳細情報は持ち合わせておりません。製造メーカーにお問い合わせください。新型コロナウイルスの感染症の感染予防について厚生労働省は、手指については石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒をすることとしております。帰宅時の予防対策であれば石けんによる手洗いをされることをお勧めします。

- ◆ <エッチング廃液の処理方法について> 趣味で銅板のエッチングを行ったが、その際にエッチング液の廃液が 300ml ほど出た、これを廃棄するにはどうしたらよいだろうか。〈消費者〉

⇒エッチング廃液には重金属である銅が含まれますので、適切に処理してから廃棄する必要があります。エッチング液によって処理方法が異なると思いますので、お使いになったエッチング液の注意表示または使用説明書をご参照ください。銅エッチングによく使われている塩化第二鉄溶液の場合、鉄粉と水酸化カルシウム（消石灰）で処理した後、少量のセメントで固めて不燃ゴミに出すのが一般的なようです。

- ◆ <洗剤の廃棄方法について> 認知症の母が酸性タイプのトイレ用洗剤の容器に他のトイレ用酸性洗剤を入れていた。数日前に気がつき、特に問題は起こっていないが入れ替えた洗剤を廃棄したい。どのように廃棄すればよいか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒少量であれば、水道水を流しながら薄めるようにして排水に流してしまっても問題ありません。しかし、量が多いようですので、一度に半本以上は避け、何回かに分けて廃棄されるとよいでしょう。

- ◆ <二酸化塩素スプレーの除菌効果について> 表示に除菌とある二酸化塩素スプレーを購入した。除菌の効果はどの程度あるものか。また、公的な基準はあるのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の性能・品質、安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。製造メーカーにお問い合わせください。当該製品は雑貨品であり、法的な規格基準や成分基準はありません。

- ◆ <除菌アルコールシートの成分について> カーペットなどの繊維製品にアルコールを含有する除菌ウェットシートを使用したい。購入した製品の成分に PEG-40 水添ヒマシ油とある。使用してべたつかないか。〈消費者〉

⇒PEG-40 水添ヒマシ油は化粧品や医薬品にも使用されている非イオン界面活性剤です。一般に乳化剤や可溶化剤として使用されており、当該物質によりべたつきが生じることは考え難いと思われま

- ◆ <安定型次亜塩素酸ナトリウムの安全性について> 除菌成分として安定型次亜塩素酸ナトリウムを含有するスプレータイプの除菌剤を使用している。この製品をスプレーしたところに、続けてアルコール除菌スプレーを掛けてしまったが大丈夫だろうか。小さな子どもがいるので心配である。子どもはガソリンっぽい臭いがしたような気がすると言っているが、体調不良等はなく普段と同じ様子である。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒次亜塩素酸ナトリウムとアルコールが混ざると、有害な塩素ガスが発生することが知られています (http://www.senjozai.jp/04_qanda.html)。除菌剤としての併用はしないようにして下さい。ただし、お伺いした話からは、混合したとしても少量であり、お子さまにも異常はないようですので、過度に心配する必要はないでしょう。念のため、よく換気をするようにしてはいかがでしょうか。

- ◆ <水と塩を電気分解した除菌剤の安全性について> 新聞に掲載された除菌剤の広告を見て注文し、到着を待っている。注文の際にどのようなものか、加湿器使用の有無、ウイルスへの効果などを質問したところ、水と塩を電気分解して作ったものなので中性に近く安全であり、加湿器にも使用できる、ウイルスや菌に対する効果については、分析機関に依頼して取得したデータがあるとの回答であった。安全性や効果について信じてよいだろうか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の詳細情報は持ち合わせておりません。安全性や性能については製造メーカーが責任を持って答えるべき事柄です。お伺いした話から、当該製品は次亜塩素酸水であると思われます。一般に次亜塩素酸水は高い除菌力を有しながらも、人体への影響は少ないと言われています。しかし液性が酸性に傾くと有害な塩素ガスを発生する可能性があります。その濃度によっては人体に影響が出る場合があります。また、当該製品は雑貨品ですので人の健康衛生への効果を保証するものではありません。ご懸念の点があれば、製造メーカーに納得がいくまでお問い合わせになるとよいでしょう。

- ◆ <次亜塩素酸水の安全性について> 新型コロナウイルス感染症の影響で消毒用アルコールが入手困難になっている。家族の職場で、代替品としてスプレータイプの除菌剤を使いだしたが、製品の表示を見ると成分表示に、次亜塩素酸ナトリウム、希塩酸、水とある。これは次亜塩素酸水と見てよいのか。また、使用に際して注意することはないか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒お伺いした話から、当該製品は次亜塩素酸ナトリウムに塩酸を加えて pH を中性～弱酸性に調整することで得られる次亜塩素酸水と思われます。一般に、次亜塩素酸水の有効成分である次亜塩素酸は強い除菌力を持っていますが、有機物に触れると直ぐに分解してしまいます。このため残留物による毒性はなく、眼や皮膚への刺激性も問題ないと言われています (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/d1/s0320-7i.pdf>)。一方、被除菌面に汚れがあると分解してしまい十分な除菌効果が得られないことがあり注意を要します。また、当該製品は雑貨品ですので人の健康衛生への効果を保証するものではありません。ご使用に際しては、使用方法、使用上の注意などの製品情報をよく読んでお使いください。

- ◆ <塩素系除菌剤を加湿器で使用した場合の安全性について> 塩素系除菌剤を入れて使用できる加湿器の購入を検討している。除菌剤としてはジクロロイソシアヌル酸塩の錠剤を使用するのだが、加湿器で使用した場合の当該除菌剤の安全性はどうか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の詳細情報は持ち合わせておりません。安全性や性能については製造メーカーにお問い合わせください。ジクロロイソシアヌル酸塩は水溶性の固体で、水に溶けると加水分解して次亜塩素酸を生成することが知られています。水溶液は次亜塩素酸に由来する強い除菌力があり、学校などのプールの水の消毒にも使われています。しかし、空間に放散させた際の効果や安全性については、信頼できる公的な機関からの情報はなく、当センターでは分かりかねます。

- ◆ <シリカゲルの安全性について> 家族が乾燥剤のシリカゲルの袋を破ってしまったようで、こぼれたシリカゲルがついた衣類を洗濯してしまった。シリカゲルの成分が溶けだして洗濯物に付着していないだろうか。洗濯物の中にキッチン用タオルもあり心配である。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒シリカゲルは化学的に安定な物質で、多孔質構造を持ち、空気中の水分を物理的に吸着させる性質があることから、乾燥剤として食品用途を含め広く使われています。水には不溶ですので、洗たく液中に溶け出すことはありません。また、公益財団法人日本中毒情報センターの情報によると、シリカゲルは化学的には不活性であり吸収されないため、全身毒性はほとんどみられず、無毒物質としてリストされています。

- ◆ <塩素系漂白剤で除菌した被洗浄面の清め拭きについて> 塩素系漂白剤を薄めた液で、携帯電話などの身の回り品の除菌をした。使用したのは塩素系漂白剤 10 mL を 500 mL の水で薄めたもの。本来は、この薄め液で拭いた後に清水で清め拭きをしなければならないところ、うっかりと清め拭きをせずに過ごしてしまった。今のところ身体に異常はないが、後で害が及ぶようなことはないだろうか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒塩素系漂白剤は強いアルカリ性であり、皮膚に付いたり、目に入ったりしたものをそのままにしておくと、皮膚や目を損傷してしまうことがあります。しかしながら、使用したのは希釈液であること、今のところ皮膚等に異常がないことから、過度に心配する必要はないと思われれます。今からでも清め拭きを行い、異常が出た時は皮膚科医に受診するようにしてください。

- ◆ <電卓に使用されている液晶成分の安全性について> 使用している〇〇社の電卓の液晶画面に黒いシミが現れた。表面パネルに割れは見られず、外側へ漏れてはいないが、安全性が心配である。どうなのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の情報を持ち合わせておりません。安全性については製造メーカーである〇〇社に直接お問い合わせください。参考情報として、〇〇社が会員となっている一般社団法人日本電子情報技術協会の「液晶材料の生体に対する影響」

(<https://home.jeita.or.jp/device/ddesc/lcd/effect.htm>) に、液晶ディスプレイに使用

されている液晶材料は、通常 10～20 種の有機化合物を混合させているもので、液晶材料メーカーにおいて、安全性が確認されたものだけが市場に出されているとあります。

- ◆ <トイレ用洗剤のまぜるな危険> 自宅トイレの便器内をホウ酸で掃除した。その 5 日後に、今度は塩素系のトイレ用洗剤で掃除した。この 2 つは混ぜてはいけない組み合わせであるが、有害物質が発生するなどして危険なことはないだろうか。塩素系トイレ洗剤を使用した時、異臭などはなく、特に異常は感じられなかった。〈消費者〉

⇒塩素系トイレ用洗剤と酸性洗剤を混ぜると、有害な塩素ガスが発生することがあり大変危険です。このため、両製品には家庭用品品質表示法で「まぜるな危険」の表示が義務付けられています。お伺いしたところ、2 つを同時に使ったわけではなく、塩素系トイレ用洗剤を使用した際には、ホウ酸はすでに洗い流されていると考えられること。また、塩素系トイレ用洗剤使用時に異臭が無かったことから、特に問題はないと思われます。同じトイレ掃除用に酸性洗剤と塩素系トイレ用洗剤を使用するのは、誤って混合するリスクがありますので避けるようにしてください。

- ◆ <次亜塩素酸水の安全性について> 数年前から次亜塩素酸水を加湿器に入れて使用している。新型コロナウイルスが騒がれるようになり、改めて効果や安全性が気になってきた。どうなのか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは、個別の製品の性能・安全性に関する詳細情報は持ち合わせておりません。製造メーカーにお問い合わせください。一般に、次亜塩素酸水は様々な雑菌やウイルスに対して有効であると言われていますが (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/d1/s0320-7i.pdf>)、水溶液として接触させた場合のものであり、公的機関から空間除菌の効果や安全性について、言及した情報は出されておられません。

- ◆ <電解次亜水生成器について> 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、食塩水を電気分解することで電解次亜水を簡単に生成できるという、簡易タイプの電解次亜水生成器〇〇の購入を検討している。この機械でできるのは次亜塩素酸ナトリウムだと思うが、次亜塩素酸ナトリウムは皮膚に付いたり目に入ったりすると危ないと聞いた。薄めて使うことで安全に使えるようにならないか。〈消費者〉

⇒一般に、電解次亜水は 0.2% 以下の塩（塩化ナトリウム）水溶液を一室型電解槽で電気分解したときに生成される、pH 7.5 以上のアルカリ性電解水であり、次亜塩素酸ナトリウムの希釈液と同等であるとされています (<http://www.fwf.or.jp/kinousui.html>)。電解次亜水は液性が弱酸性～酸性の次亜塩素酸水に比べて除菌活性が低いと言われており、除菌目的で使用する際は、次亜塩素酸水より高濃度で使用されることが多いようです。所定の濃度で使用しないと十分な除菌効果が得られないことがありますので、安易に薄めて使用するのは好ましくありません。詳しくは、電解次亜水生成器〇〇の製造メーカーに直接お問い合わせください。

- ◆ <次亜塩素酸水の安全性について> ホテルに宿泊した際にロビーの加湿器に次亜塩素酸水を入れて使用していた。ものすごい塩素臭で肌がピリピリした感じがあった。厚生労働省の令和

2年3月6日の事務連絡「社会福祉施設における感染拡大防止のための留意点について」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000605425.pdf>) に『次亜塩素酸を含む消毒剤の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であるから行わないこと』とあるが、この次亜塩素酸を含むとは次亜塩素酸水も含まれるのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒お問い合わせの件に関して厚生労働省は、『社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）』に関するQ&Aについて』

(<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/tuuti670.pdf>) で、ここで言う消毒剤は次亜塩素酸ナトリウムのことであり、次亜塩素酸水を用いた市販の製品等の安全性等に言及するものではないとしています。

- ◆ 〈自動車用洗剤の法規制について〉 自動車専用の洗剤を購入する際に成分を確認したいが、成分表示があるものとないものがある、製品の成分表示の法規制はあるのか。〈消費者〉

⇒家庭用の台所用洗剤や住居用洗剤は家庭用品品質表示法によって、製品に表示すべき事柄が規定されていますが、自動車用洗剤は対象外であり、法で定められた規定はありません。ただし、製造メーカーによっては家庭用品品質表示法に準拠した表示をしていることもあるようです。お知りになりたい事柄に関しては、直接、製造メーカーにお尋ねになってはいかがでしょうか。

- ◆ 〈製造物責任法に関わる表示について〉 中小企業の技術支援をしている団体である。利用企業から新に開発した製品の製造物責任法に関わる表示について相談を受けている。化学製品PL相談センターで製造物責任法の観点からアドバイスをしてもらえるか。〈事業者団体〉

⇒当センターは特定の事業者へのコンサルタント業務は行なっておりません。製品の品質や安全性については事業者が責任を持つ必要があります。製造物責任法では具体的な表示の定めはありませんが、製品化に当たっては製品のリスクを評価し、回避するための製品設計、表示を行う必要があります。経済産業省がウェブ上で公開している「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」

(https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment_practice.pdf) 等を参考にされるよう紹介されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈製造者、販売者等の表示のないマスクについて〉 ドラッグストア等で製造者、販売者の表示がないマスクが出回っている。中国製で医療品関連の間屋が扱っているようである。このような製品に表示義務はないのか。また、何らかのトラブルが生じた場合はどうなるのか。〈事業者団体〉

⇒一般に、家庭用マスクとして流通しているものは雑貨品であり、表示等に関する法規制はありません。日本衛生材料工業連合会では「マスクの表示・広告自主基準」

([http://www.jhpie.or.jp/standard/mask/img/jhpie_mask_standard.pdf](http://www.jhpia.or.jp/standard/mask/img/jhpie_mask_standard.pdf)) を設けて、製造者、販売者の名称、住所、電話番号を表示するよう定めていますが、当該工業連合会の会員企業でなければ、この限りではありません。消費者が製品欠陥由来の被害にあった場合、製造物責任（PL）法では「製造業者等」に損害賠償責任が及びます。「製造業者等」には

輸入業者も該当しますので、製品を扱うに当たっては輸入業者を特定しておくといでしょう。

- ◆ <安全データシートの交付について> 労働安全衛生法で安全データシート（SDS）交付対象となっている物質を含有する製品（アルコール除菌スプレー）を海外に郵送するにあたり、郵便局から SDS の提出を求められている。当該製品は OEM（相手先ブランド製造）で供給を受けているもので委託先には当該製品と全く同一の組成の製品が存在する。委託先の既存製品は SDS を交付しているが、当社の自社品として製品名を変えて販売する場合でも新たに SDS を作成しなければならないのか。〈事業者〉

⇒ SDS に記載する項目の会社情報は、「譲渡提供する者」の名称、住所、電話番号を記載しますので、新たに作成する必要があります。また、海外に郵送する場合、国によっては税関告知書の記載が必要となり、送付する内容物が化学製品の場合に SDS の添付を求められることがあります。

- ◆ <製造物責任法に関わる表示について> 大学発ベンチャーで防疫用の畜産資材に関連した製品を開発し、製品化を検討している。製品の表示について、製造物責任法の観点からアドバイスをしてもらえないか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒ センターは特定の事業者へのコンサルタント業務は行っておりません。製品の品質や安全性については事業者が責任を持つ必要があります。製造物責任法では具体的な表示の定めはありませんが、製品化に当たっては製品のリスクを評価し、回避するための製品設計、表示を行う必要があります。経済産業省がウェブ上で公開している「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」（https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment_practice.pdf）等を参考にされてみてはいかがでしょうか。

- ◆ <次亜塩素酸水を小分けして販売することについて> 美容関係のサービスを提供する事業者の従業員である。新型コロナウイルスの影響で売上が減少したことから、オーナーが次亜塩素酸水を小分けし、除菌剤として販売することを検討している。このような販売をしてよいものか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈事業者〉

⇒ 手指の殺菌消毒を目的とする場合、薬機法による規制がありますが、テーブルやドアノブなどの除菌が目的であれば雑貨品ですので販売を規制する法律はありません。しかし、既存の製品の小分けといえども製造物の加工に該当し、製造業者と見なされる可能性があります。このため製造業者として、販売した製品の品質や安全性について責任を持つ必要があり、販売した除菌剤の欠陥に由来する事故が発生した場合、製造物責任を問われることがあります。

- ◆ <高濃度エタノールの手指消毒への使用について> 当社は化学メーカーですが、現在、グループ内でも消毒用エタノールの不足を懸念している。当社は工業用エタノールが入手できる訳であるが、これを水で希釈してグループ会社に消毒用として配布するのに、法的な問題はあるか。4月10日に厚労省から、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノ

ール製品を代替品として用いることは差し支えない、との通達が出た。これを受けて、このようなことを検討しているがどうだろうか。〈事業者〉

⇒厚生労働省は、2020年4月10日付けで都道府県等の衛生主管部(局)宛に発行した事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について(改定)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000620807.pdf>)において、「手指消毒用エタノールの供給が不足していることから、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えない」との見解を出しており、「代替として用いられる高濃度エタノール製品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造、販売等について同法による規制を受けない」としています。また、高濃度エタノール製品を販売する事業者は、「本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です」といった文言を、表示や広告等に記載して差し支え無いとしています。高濃度エタノール製品の入手に当たっては、(1)アルコール事業法(平成12年法律第6号)に規定する特定アルコールを取り扱う既存の事業者(2)アルコール事業法に規定する許可事業者から購入したアルコールを用いて高濃度アルコール製品を製造する既存の事業者(3)酒税法(昭和28年法律第6号)に規定する酒類製造者又は酒類販売業者のいずれかから購入することとしています。これらに要件に適合する場合には、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として流通・販売することができると考えられます。より詳細には厚生労働省に直接お問い合わせください。

- ◆ 〈GHS表示の言語について〉 弊社はB to Bで化学製品の製造販売を行っている。営業サイドより、国内だけでなく、海外への輸出もあるので、GHSなどの製品表示を英語に統一できないかと言われている。英語表記でも問題ないだろうか。〈事業者〉

⇒GHSは世界的に統一されたものであり、図記号や危険有害区分などは言語によらないものです。しかし、危険有害性や取扱い上の注意は、事業者、労働者が読めるようにすることが重要です。日本の場合、日本語による表記が求められています(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124297.html#HID12>)。

- ◆ 〈無料配布した除菌剤の製造物責任について〉 自治体の職員であるが、新型コロナウイルスの感染予防対策として、自治体で電気分解により次亜塩素酸水を生成できる機器を購入し、生成した次亜塩素酸水を市民に無料配布することを検討している。容器は各々が持参したペットボトルなどに入れて配布する。無料であっても配布した次亜塩素酸水で事故が発生した場合に製造物責任が問われるか。〈事業者〉

⇒無料配布したものであっても製造物に該当しますので、その欠陥によって生じた損害については製造物責任(PL)法が適用となり、貴自治体が製造事業者として製造物責任を問われる可能性があります。

- ◆ 〈次亜塩素酸水の安全性について〉 「次亜塩素酸水を加湿器に入れて使用したところ、大変危険であると感じた。使用した製品について販売してもよいかどうかの判断をしてほしい」と

の相談を市民の方から受けている。詳細な情報は聴取できていないが、この内容でどこか紹介できる窓口はあるか。〈行政〉

⇒お伺いした内容によると、使用された製品は雑貨品であり販売を規制する法律はなく、販売の可否を判断することは難しいと考えます。一般に次亜塩素酸水は様々な雑菌やウイルスに対して有効であると言われていますが

(<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/dl/s0320-7i.pdf>)、水溶液として接触させた場合のものであり、公的機関から空間除菌の効果や安全性について、言及した情報は出されておられません。一般的な情報でしたら、わかる範囲でお答えいたしますので当センターをご紹介ください。

◆意見・報告等

- ◆ 〈アルコール除菌スプレーの製品表示について〉 「△△社のアルコール除菌スプレー〇〇は容器に『高濃度アルコールで強力除菌』と表示があるが、△△社にアルコール（エタノール）濃度を問い合わせても教えてもらえなかった。製品情報を詳しく調べてみると、人には使えない、新型コロナウイルスに対する（不活性化）効果は確認されていないとある。これは誇大広告ではないか」という相談を受けている。どう対応したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒手指消毒用エタノールは医薬品または医薬部外品として、薬機法の規制を受けており、エタノール濃度は76.9～81.4vol%に規定されています。これに対し、当該製品は台所用のアルコール除菌スプレーであり雑貨品になります。アルコール濃度に対する規定はなく、手指などの殺菌や消毒といった効能を訴求することはできません。製造メーカーにアルコール（エタノール）濃度を問い合わせても開示義務はありませんので教えられないとの回答になったものと思われます。製品に誇大広告や優良誤認に該当すると思われる表示があるのご意見ならば、景品表示法（不当景品及び不当表示防止法）の所轄官庁である、消費者庁の「景品表示法の相談・被疑情報の受付窓口」

(<https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/>) に申し出るようにお伝えしてはいかがでしょうか。



誤使用の要因

②インターネット通販での製品購入に注意

インターネットの普及に伴い、私たちは知らず知らずのうちに、インターネットに依存した生活行動を取るようになってきています。インターネット上では様々な製品が販売されており、消費者は容易に比較検討することができます。ユーザーの使用評価もブログ等に掲載されており、消費者は、製品を実際に手に取ることなくインターネット情報を頼りに購入することに、何の抵抗も感じなくなってきました。



このような状況下では、企業は消費者がウェブ情報を頼りに商品を選択し購入、使用することを考慮し、製品特性を踏まえた注意・警告情報をキッチンとウェブ上にも掲載しておく必要があります。また、消費者は、製品の魅力を伝えるマーケティング情報だけでなく、その製品の持つリスクについても目を向けることが必要となります。

【相談】 天然素材で安心・安全と謳っている〇〇社の漆喰△△を使って、半月ほど前に部屋の壁塗りをした。成分は天然素材で安心とのことだったので、9才の娘に手伝わせたとこ、ゴム手袋等ははしていたが、作業中に漆喰液が手に付いたらしく、火傷のようになってしまった。医師に診てもらったところ、全治1ヶ月で、痕が残るかも知れないと言われた。メーカーには申し出ているが、当社の製品に問題はないと言っばかりで埒があかない。

上記の事例ですが、〇〇社は、予め水で練り込み済みの漆喰をチューブ入りにした製品を、一般消費者向けにインターネット販売している企業です。製品特長として、①完全自然素材 100%、②練り済みだから届いたらすぐ塗れる、③ほとんどすべての下地に塗れる、④国産素材で作った本物の漆喰・珪藻土、⑤専門店だからできる DIY サポート体制等を謳っており、自然素材と簡便さを売りにしています。

漆喰は消石灰（水酸化カルシウム）を主成分とする壁材で、強いアルカリ性を有し、皮膚に対する刺激性や眼に対する重篤な損傷性があります。本事例の場合、皮膚に付いてそのまま置かれたことで、化学火傷を起こした可能性があります。また、ゴム手袋等は着用していたとのことですが、9歳の子どもの、ゴム手袋を付けないでつい触れてしまうなど、扱いを誤ると危険であるという認識があったかどうかは疑問です。

インターネット販売では、消費者はウェブ情報を頼りに、購入を検討しますが、企業がウェブ上に安全性等の情報を載せていないことが多いのが実情です。本事例の場合も、ホームページ等のウェブ情報を見ると、マーケティング情報が多く、用途・液性・成分・使用量・使用上の注意などの、いわゆる製品情報を掲載したページは見当たりませんでした。

相談者には、漆喰という自然素材を使った製品であること、また練り済みのチューブ入り製品で、作業が簡便であること等から、「安全で子どもに使わせても大丈夫な製品」という思い込みが生じてしまったのではないのでしょうか。そして、この思い込みが、注意表示を見落とすことに繋がったと思

われます。

インターネット通販を利用する理由としては、①お店に行かなくても買い物が出来る。②24 時間いつでも利用できる。③安く買える。④品揃えが豊富。⑤簡単に探せる。といった事項が挙げられます。これを踏まえてインターネット通販の購入パターンを考えてみると、一つは、日用品などのコモデティ製品、いつも使っている製品をより安く購入するというパターンがあります。店に行かなくてすむ、自宅まで配送してくれるということも利用の理由になります。この場合、商品は大手メーカーのもので一般店でも容易に買え、内容が分かっているものが中心になり製品安全に関連したトラブルは起き難いと思われます。

一方、もう一つの利用パターンとして、ニッチな製品、嗜好品・こだわりのある製品をあちこち探した結果、インターネット通販で購入するというパターンがあります。購入する製品は中小メーカーのもの、輸入品、ユーズド、個人の製品などで、一般店では中々扱っていないものが中心になります。このような場合、購入者は、製品の内容について十分な知識を持っていないことが多く、販売サイトの商品情報が不十分であった場合に事故に繋がりやすいように思われます。また、購入後、分からないことがあった場合に適切な相談窓口が見つからないことも多いように思われます。

インターネットは、もはや私たちの生活に欠かせないものになっています。それだけに、インターネット販売を利用する際には、購入を検討している製品の安全性情報や使用上の注意についても留意する必要があります。思い込みは厳禁、ウェブ上に記載がなく、購入前に確認できなかった場合でも、製品に記載されている注意表示には、十分に注意を払うよう心掛けましょう。





コラム

いまさら聞けない製品の品名の違い

同じ様な用途で使う製品でも品名表示が異なる場合があります。同じメーカーが品名表示の違う複数の製品を出している場合もあり、どのような基準か気になります。品名表示には、「名は体を表す」で、その製品の持つ特徴が表現されています。製品を上手に選び使いこなすうえで、知っていて損はありませんので、ここでレビューしてみましよう。



洗剤と洗淨剤

洗剤と洗淨剤の違いは家庭用品品質表示法で規定されています。家庭用品品質表示法では、洗淨の主な作用が界面活性剤によるものを「洗剤」と呼び、それ以外の酸やアルカリ、酸化剤等の化学作用によるものを「洗淨剤」としています。また、この時「洗剤」は衣料用、食器台所用、住居用の用途の洗淨に供されるものを指し、化粧石けん、シャンプー等は「身体洗淨料」として別に区別されています。

ポイントは、洗淨作用が主に何に由来するかによる分類であるということです。洗淨剤は酸やアルカリ、次亜塩素酸ナトリウムなどの酸化剤が主体ですので、一般に洗淨力は高いが、皮膚や眼に対する刺激性・損傷性があったり、洗う対象物の素材によっては基材損傷性があったりしますので注意を要します。洗剤は界面活性剤が主体ですが、さらに洗淨力を高めるために、補助的に酸やアルカリ剤などが使われることがあります。つまりアルカリ性の洗剤や酸性の洗剤もあり得るということです。

芳香剤と消臭剤

これはもう読んで字のごとくで、芳香剤は空間に芳香を付与するもの、消臭剤は臭気を除去または緩和するものと定義されています。しかし、ややこしいのは、消臭剤にも香りが付いた製品があることです。

一般に、消臭には化学的消臭、物理的消臭、生物的消臭、そして感覚的消臭の4つの方法が知られています。消臭剤は用途や対象とする臭気物質によって、これらの消臭方法を組み合わせて製品設計が行われています。感覚的消臭は香料や精油などの芳香作用を利用した方法ですので、感覚的消臭を組み込んだ消臭剤には香りがあるということになります。

リンス、コンディショナー、トリートメント

これらに明確な定義はありません。しかし一般的には、リンスとコンディショナーはどちらも、主に髪の毛の表面をなめらかにするものです。髪の毛のすべりをよくすることで、キューティクルの傷みを防ぎ、パサつきにくくします。リンスとコンディショナーには内容的に違いはなく、言い方だけが違うものと考えてよさそうです。

一方、トリートメントは髪の毛の内部に成分を浸透させて、髪の毛の状態を整える、髪の毛の傷みをケア・補修

したり、髪質感をコントロールしたりするなどの機能があります。リンス・コンディショナーの機能を併せ持つタイプがほとんどなので、シャンプーの後はトリートメントだけでも十分な仕上がりが得られます。

これらのヘアケア製品は、メーカーによって様々な特徴を持つ製品が開発されていますので、製品情報をよく確認してからお使いになるとよいでしょう。

洗口剤と液体歯磨き

洗口液と液体歯磨きに内容(成分)的な違いはありません。ともに液体剤型の製品で、使用方法が歯ブラシによるブラッシングを行うかどうかの点が異なります。洗口液は歯ブラシを使わずに、適量、口に含んですぐことにより、主に口臭の防止や口中の浄化をするものです。液体歯磨きは適量を口に含み、ブラッシングをする、あるいは適量を口に含み吐き出した後、ブラッシングをすることにより、口臭、むし歯の予防に加え、歯周病などの口腔疾患の予防をするものです。また、液体歯磨きはチューブ入りの練りハミガキと違い、細かい粒子状の清掃剤(研磨剤)を含んでいません。どちらも、使用後に水ですすぐ必要はありません。むしろ、水ですすぐ方がより効果的です。ただし、洗口液や液体歯磨き剤を吐き出した後、違和感や刺激感などが気になる場合は、水で軽くすすぐとよいでしょう。

いずれの場合も品名表示で確認できます。さらに詳細な製品情報を知りたい場合は、製造メーカーのウェブページやお客さま相談室等へ問い合わせるとよいでしょう。

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。